

## 義務教育段階の外国人学校に対する支援に関する法律案要綱

### 第一 目的

この法律は、我が国に在留する外国人の児童（おおむね六歳以上十五歳以下の者をいう。以下同じ。）に対する教育が必ずしも十分に行われていない状況がある中で、義務教育段階の外国人学校が外国人の児童に対する教育に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、義務教育段階の外国人学校に対する支援に関し必要な事項を定めることにより、外国人の児童の教育の機会の確保及び教育環境の整備を図り、もって外国人の児童の健全な成長に資するとともに、日本人と外国人とが互いの文化に対する理解を深め、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

（第一条関係）

### 第二 定義

この法律において「義務教育段階の外国人学校」とは、主として外国人の児童に対し、当該外国人の児童が国籍を有する国により受けなければならないこととされる普通教育その他学校教育法に基づき義務教育として行われる普通教育に類する教育を行う施設であって、その設備、編制等に関し、各種学校

が備えるべき水準を勘案して文部科学省令で定める基準を満たすもの（同法上の一条校を除く。）をいうものとする。 (第二条関係)

### 第三 義務教育段階の外国人学校の設置者に対する地方公共団体の助成

地方公共団体は、その区域内にある義務教育段階の外国人学校の設置者に対し、当該義務教育段階の外国人学校における教育に係る経常的経費その他の経費について補助金を支出し、又は通常の場合よりも有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付けることができるものとする。 (第三条関係)

### 第四 義務教育段階の外国人学校の設置者に対する地方公共団体の補助に対する国の補助

国は、地方公共団体が第三により義務教育段階の外国人学校の設置者に対し補助金を支出する場合には、当該地方公共団体に対し、予算の範囲内において、その一部を補助することができるものとする。 (第四条関係)

### 第五 所轄等・権限

1 都道府県知事又は文部科学大臣は、第三による助成を受ける各種学校である義務教育段階の外国人

学校の設置者のうち学校法人又は準学校法人（以下「学校法人等」という。）である者に対して、次の権限を有するものとする。

- ① 学校法人の業務又は会計の状況に関する報告の徴収及び質問検査
- ② 収容定員を著しく超過する場合の是正命令
- ③ 予算についての変更勧告
- ④ 役員解職勧告

（第五条関係）

2 都道府県知事は、第三による助成を受ける各種学校である義務教育段階の外国人学校の設置者のうち学校法人等以外の者に対して、次の権限を有するものとする。

- ① 学校経営に関する報告の徴収及び質問検査
- ② 収容定員を著しく超過する場合の是正命令
- ③ 学校経営に関する予算についての変更勧告
- ④ 学校経営を担当する役員を担当を解くべき旨の勧告

（第六条関係）

3 都道府県知事又は文部科学大臣は、第三による助成を受ける義務教育段階の外国人学校（各種学校

であるものを除く。)の設置者のうち学校法人等である者に対して、1の①から④までの権限並びに教育事業の停止及び廃止を命ずる権限を有するものとする。 (第九条関係)

- 4 第三による助成を行う地方公共団体の長は、当該助成を受ける義務教育段階の外国人学校(各種学校であるものを除く。)の設置者のうち学校法人等以外の者に対して、2の①から④までの権限並びに教育事業の停止及び廃止を命ずる権限を有するものとする。 (第十二条関係)

## 第六 区分経理

- 1 学校法人等以外の義務教育段階の外国人学校の設置者であって第三による助成を受けるものは、当該助成に係る義務教育段階の外国人学校の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならないものとする。
- 2 1による特別の会計の経理に当たっては、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならないものとする。 (第十三条関係)

## 第七 書類の作成等

- 1 第三による補助金(経常的経費に係るものに限る。)の交付を受ける義務教育段階の外国人学校の

設置者は、文部科学大臣の定める基準に従い、会計処理を行い、財務計算に関する書類（学校法人等以外の者にあつては、学校経営に関する会計についての書類）を作成し、それぞれ第五の権限を有する者に届け出なければならないものとする。

- 2 第三により交付を受ける補助金の金額が文部科学省令で定める金額を超えるときは、1の書類については、地方公共団体の長の指定する事項に関する公認会計士等の監査報告書を添付しなければならないものとする。 (第十四条関係)

## 第八 施行期日等

- 1 この法律は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。 (附則第一項関係)
- 2 その他所要の規定を整備するものとする。